

東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会要項

平成26年10月11日 制定
学校法人東北薬科大学 理事会

(設置)

第1条 学校法人東北薬科大学（以下「本学」という。）は、文部科学省が設置した「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」（以下「構想審査会」という。）において選定された医学部の設置に向け、宮城県を初めとする東北各県・各大学、関連教育病院、地元医療関係者等の協力の下、教員等の確保や地域定着策を初めとした、構想の実現・充実のために必要な協議を開始し、将来にわたり、復興のための医学部設置という趣旨に基づいた医学部の教育運営と各地域のニーズを踏まえた人材育成を行っていくため、本学に「東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、本学医学部の教育運営及び東北の地域医療の振興に反映させるため、構想審査会による選定の条件を踏まえ、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 既存の大学との教育面、卒後の役割と連携のあり方、及び東北6県の医師の偏在解消につなげる枠組みの確立に関すること。
- (2) 修学資金制度と地域定着の方策に関すること。
- (3) 教員や医師等の確保に関すること。
- (4) 医学部設置後、医学部の教育運営が設置趣旨に則しているかの検証に関すること。
- (5) その他必要な事項

(協議会組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、本学理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- (1) 東北各県の代表
 - (2) 東北各県にある医学部を設置する大学の代表
 - (3) 日本医師会及び東北各県の医師会の代表
 - (4) 理事長及び本学教職員
 - (5) 理事長が必要と認める者
- 2 前項各号（第4号を除く。）の委員がやむを得ない事由により欠席する場合は、その委員が指名する者を代理出席させることができる。
- 3 協議会は、委員（代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。

2 委員長は、協議会の議事運営等を総括し、会議の議長となる。

(副委員長)

第5条 協議会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(協議会開催)

第6条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。ただし、特別の事由がない限り毎年開催する。

2 理事長は、協議会の開催日を決定し、運営の調整等を行うものとする。

3 理事長は、協議会の開催に際し、必要に応じて、指名する委員に、事前打ち合わせ等の準備を依頼することができるものとする。

(委員以外の出席)

第7条 協議会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議の尊重)

第8条 理事長は、協議会における協議結果を誠実に履行するとともに、協議会における意見等を医学部の教育運営に可能な限り反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、本学総務部企画課が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月11日から施行する。

委員長：
副委員長：
委員：

里見進
高柳元明
一戸和成
中路重之
齊藤勝
根子忠美
小川彰
石川育成
伊東昭代
大内憲明
嘉数研二
梅井一彦
伊藤宏
小山田雍
中山順子
山下英俊
徳永正靱
鈴木淳一
阿部正文
高谷雄三
釜沼敏
奥山恵美子
田所慶一
佐藤克己
福田寛
近藤たかし
濃沼信夫
大野勲
三浦幸雄
堀田徹
千葉信博
皆川猛
寺門成真
佐藤人海
中田勝己

(東北大学 総長)
(東北薬科大学 理事長・学長)
(青森県健康福祉部長)
(弘前大学 大学院医学研究科長・医学部長)
(青森県医師会長)
(岩手県保健福祉部長)
(岩手医科大学 理事長・学長)
(岩手県医師会長)
(宮城県保健福祉部長)
(東北大学 大学院医学系研究科長・医学部長)
(宮城県医師会長)
(秋田県健康福祉部長)
(秋田大学 大学院医学系研究科長・医学部長)
(秋田県医師会長)
(山形県健康福祉部長)
(山形大学 大学院医学系研究科長・医学部長)
(山形県医師会長)
(福島県保健福祉部長)
(福島県立医科大学 総括副学長)
(福島県医師会長)
(日本医師会 常任理事)
(東北市長会長)
(国立病院機構 仙台医療センター 院長)
(労働者健康福祉機構 東北労災病院 院長)
(医学部設置準備室 室長)
(医学部設置準備室 委員)
(医学部設置準備室 委員)
(医学部設置準備室 委員)
(医学部設置準備室 委員)
(医学部設置準備室 委員・事務局長)
(東北薬科大学 法人監事)
(復興庁 宮城復興局 次長)
(文部科学省 高等教育局医学教育課 課長)
(文部科学省 高等教育局医学教育課 大学改革官)
(厚生労働省 医政局医事課 課長補佐) <敬称略>

オブザーバー：

医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針

(目的)

1. この指針は、設置認可申請を予定している東北医科薬科大学医学部の教員等の公募に当たり、地域医療に与える影響に配慮しつつ、新設医学部の円滑な運営に必要な人材を確保することを目的として、公募実施上の留意点、応募者の要件、選考方法を定める。

(教員公募実施上の留意点)

2. 教員の公募に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 地域医療に著しい影響を及ぼす恐れのある、いわゆる引き抜きは行わない。
 - (2) 地域の医療機能の低下を防止する観点から、所属長の意見を斟酌する。
 - (3) 女性教員の登用に配慮する。

(教員応募者の要件)

3. 教員公募に応募できる者は、以下に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 本学医学部の使命・任務を理解し、東北地方の地域医療を担う医師の育成について使命感・意欲を持っていること。
 - (2) 地域医療への影響等に関する所属長の意見書が得られること。
 - (3) 別に定める本学医学部の公募要項に則していること。

(教員公募の方法)

4. 教員の公募に係る以下の事項について、本学のホームページへの掲載、公募分野に関連する大学、学部及び研究機関への通知等により、広く周知を行うものとする。
 - (1) 応募者の要件
 - (2) 公募の分野、職種及び人数等
 - (3) 採用の時期及び任期
 - (4) 応募方法及び応募期限
 - (5) 選考方法
 - (6) 問い合わせ先
 - (7) その他必要と認められる事項

(教員の選考方法)

5. 教員採用候補者の選考は、以下により行うものとする。
 - (1) 選考は、選考委員会を置き、公平かつ適切に行う。
 - (2) 前項の選考委員会の設置及び選考の基準等は、本学医学部の教員整備計画と連動させ、別に定める。
 - (3) 選考は、応募書類等による書類選考及び面接等により行う。
 - (4) 選考委員会の審議は、非公開とする。
 - (5) 選考の結果については、速やかに、応募者に通知する。

(看護師等の公募及び採用)

6. 看護師等の公募及び採用については、以下により行うものとする。
 - (1) 公募及び採用は、本指針における教員の公募に留意すべきことに準じて行い、地域医療に支障を来さないよう配慮する。
 - (2) 採用は、附属病院の診療科の整備や増床計画の進捗状況に応じて、単年度に多人数の採用とならないよう、附属病院における需要見通しを策定して行う。

(医学部設置後の公募)

7. 医学部設置後における教員の公募に当たっては、当分の間、本指針によって実施する。

(公募及び選考の基準)

8. 地域医療に支障を来さないようにするため、教員等を公募及び選考するにあたっての基準を別に定める。

(その他)

9. 本指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成26年11月11日から施行する。

平成26年11月11日

地域医療に支障を来さないための教員等の公募及び選考に関する基準

1. 本学は、教員の採用にあたっては、現在勤務している地域の医療に支障が生じないように配慮し、医師数が少ない地域から採用することのないようにする。また、特定の機関（大学、病院）から極端に多く採用することのないようにする。
2. 公募指針において意見書を求める「所属長」とは、大学の場合には学部長（研究科長）、病院の場合には病院長、研究機関の場合には機関の長（研究所長・機構長等）とする。
3. 所属長の意見書において、転出することが困難な場合には、選考委員会は、本人の意向等を確認した上で、特に慎重に判断する。なお、本学医学部の教員採用に際して、採用予定の応募者が転出した場合の後任者確保の見通しと地域医療に及ぼす影響についても所属長の意見を基に総合的に判断する。
4. 現所属機関の在職期間が2年未満の場合には、選考委員会は、前所属機関の所属長等に問い合わせを行い、その意見についても参考とする。
5. 選考委員会は、現在の勤務地が東北6県にある者に限らず、すべての応募者について、所属長の意見書を十分に斟酌して慎重に判断する。
6. 上記のほか、選考委員会は、地域医療への影響を判断するにあたり、特に必要と認められる場合には、関係自治体、後任者の所属長及び医師会等、必要な関係者から意見を聴くものとする。
7. 本学は、この基準に基づき、公募及び選考を行っている状況について、地域医療への影響を確認するため、個人情報に十分配慮しながら、採用予定者の情報を教育運営協議会に適切な方法で報告し、教育運営協議会は、これに基づき、地域医療への影響を検証する。
8. この基準の改正については、教育運営協議会の了承を得ることとする。

募 集 要 項

【「東北医科薬科大学」のミッション】

東北薬科大学は「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、75年間にわたる医療人養成の実績を有し、広く社会に貢献してきました。本学は、東北地方の医師不足による医療崩壊の現状を踏まえて、被災地域の復旧・復興の核となり、東北地方の医療を将来にわたって担い、超高齢化社会における地域医療提供体制の構築に資することをミッションとする医学部を新設します。

【求められる教員像】

本医学部は、総合診療医を中心とした地域医療を担う医師を養成することをめざしており、医学教育に貢献し、自ら率先して地域医療に貢献する気概と意欲を持った教員を求めます。

【応募上の留意点】

1. 医学部の設置について、構想審査会の承認を経て、医学部設置認可申請を平成27年3月に行う予定です。従って、現段階で医学部設置が確定しているわけではないことをご理解いただいた上、ご応募くださいますようお願いいたします。
2. 地域医療に支障を来さないことを担保することとなっているため、所属長の意見書を提出してください。また、別添「医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針」及び「地域医療に支障を来さないための教員等の公募及び選考に関する基準」をご確認ください。

1. 募集講座・職名・就任時期：「別表」のとおり
2. 応募要件：
 - ①博士の学位取得者で研究上の業績を有する者
 - ②本学医学部のミッションに基づいた医学教育に貢献できること。
 - ③臨床系教員にあつては、医師免許を有していること。
 - ④応募者の年齢が、就任予定時に65歳未満であること。
3. 提出書類：
 - ①履歴書【本学ホームページ掲載の指定様式。写真貼付のこと】
 - ②業績目録【様式自由。原著論文（主要論文10報に○印を付すこと）、総説、著書、加入学会等の項目分けをして記載すること】
 - ③教育・研究業績の概要【様式自由（A4、1200字程度）】
 - ④診療実績【臨床系教員のみ。様式自由】
 - ⑤各種研究助成金採択状況【様式自由（A4）。過去5年間の科学研究費や民間財団からの研究費の獲得状況】
 - ⑥論文別刷【主要なもの10報（各1部、コピー可）及びそのPDFデータをCD-R等でご提出ください】
 - ⑦本学医学部のミッションを踏まえた教育と研究及び地域医療に対する抱負【様式自由（A4、1600～2000字程度）】
 - ⑧推薦状1通【自薦の場合は所見を求める方1名の氏名・所属・連絡先を記載のこと】
 - ⑨所属長の意見書1通【指定様式。本学の定める指針に基づき、地域医療に及ぼす影響等を確認させていただきます。厳封のうえ、ご提出願います。】

提出書類は返却いたしません。なお、提出書類により採用候補者の選考を行い、必要に応じて、プレゼンテーションをお願いします。
※本学ホームページ内「教員公募」も併せてご覧ください。

4. 任期制：任期は5年です。ただし、業績の審査結果により継続雇用が可能です。
5. 書類提出期限：平成26年12月22日（月）（必着）。
6. 着任時期（採用日）：提出書類の「履歴書」の中に、就任可能な時期を記載願います。
（なお、医学部開設は平成28年4月を予定しております）
7. 書類提出先：〒981-8558 宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号
東北薬科大学 医学部設置準備室 宛
（提出書類は「〇〇〇学講座 教員応募書類在中」と朱書した封筒に入れ、簡易書留にて郵送）。※〇〇〇には「別表」の募集講座名をお書きください。
8. 問い合わせ先：東北薬科大学 総務部企画課
TEL：022-727-0033
E-mail：h-soumu@tohoku-pharm.ac.jp
ホームページ：http://www.tohoku-pharm.ac.jp/

本学では、女性教員の男女共同参画に配慮します。

東北医科薬科大学医学部設置に伴う教員公募に応募する者が
転出した場合の医療活動に与える影響等についての意見書

平成 年 月 日

東北薬科大学 学長 高柳 元明 殿
(東北医科薬科大学 医学部設置準備室 宛)

機関名 _____

役職名・氏名 _____ ⑩

所在地 _____

連絡先 TEL () _____

東北医科薬科大学医学部の教員公募に応募を予定している、本所に在職中の下記の者について、意見を提出します。

記

応募者の氏名： _____

(現在所属する診療科： _____)

(就任予定時期： _____)

上記の者が、貴学へ転出すること {
・に同意します。
・は困難です。
・の判断はできかねます。

理 由	<p>※記載例・後任者として〇〇医師（現◇◇病院所属）が来るので差し支えない。 ・現在診療科に〇〇人いるので差し支えない。 ・後任者確保の見通しが立たないため、困難である。 ・後任者として〇〇医師（現◇◇病院所属）の採用を想定しているが、それにより地域医療に支障を来さないかどうか判断できかねる。</p>
-----	--

(付記)

- この意見書は、東北医科薬科大学の医学部設置に伴う教員・医師の公募を行うに当って、応募者を本学が採用した場合、地域医療に及ぼす影響等について、事前に応募者の所属長から意見をお伺いするためのものです。なお、応募者の直属の上司（教授、診療科長等）や前所属先（派遣元の医局等）の意向及び必要に応じて都道府県等の意向も確認の上、判断して下さい。
応募予定者に、厳封の上、お渡してください。
- 応募者が転出した場合の後任者確保の見通しと地域医療への影響についても勘案の上、記載してください。
- 基礎医学・社会医学の応募者については、「地域医療に及ぼす影響」を「医学教育に及ぼす影響」と読み替えて、意見をお書き願います。
- 意見書の内容を踏まえて、選考を進めたいと考えております。

5. ご記入いただく所属長については、以下のとおりです。

例)・大学の場合……学部長 (研究科長)

・病院の場合……病院長

・研究機関の場合…上記に準ずる役職 (研究所長・機構長等)

6. 本学の選考過程において、本学から不明な点などについてご照会をする場合がありますので、ご了承ください。

よろしくご協力のほどお願いいたします。

その他、判断にあたってご事情がありましたら、下記にお書き願います。

※ 意見書の内容について、教育運営協議会または構想審査会において、個々の情報は慎重に取扱うことに留意いたしますが、会議の資料として使用される可能性がありますので、ご了承ください。

記

応募者の 業務内容	
意見	(「同意します」とした場合には、応募者が転出した場合の後任者確保の見通し及び、後任者の現在勤務地における影響等を含めて、地域医療への影響について、具体的にご意見をお書き下さい。)
	(本学の教員選考に参考となるご意見等がありましたらお書き下さい。)

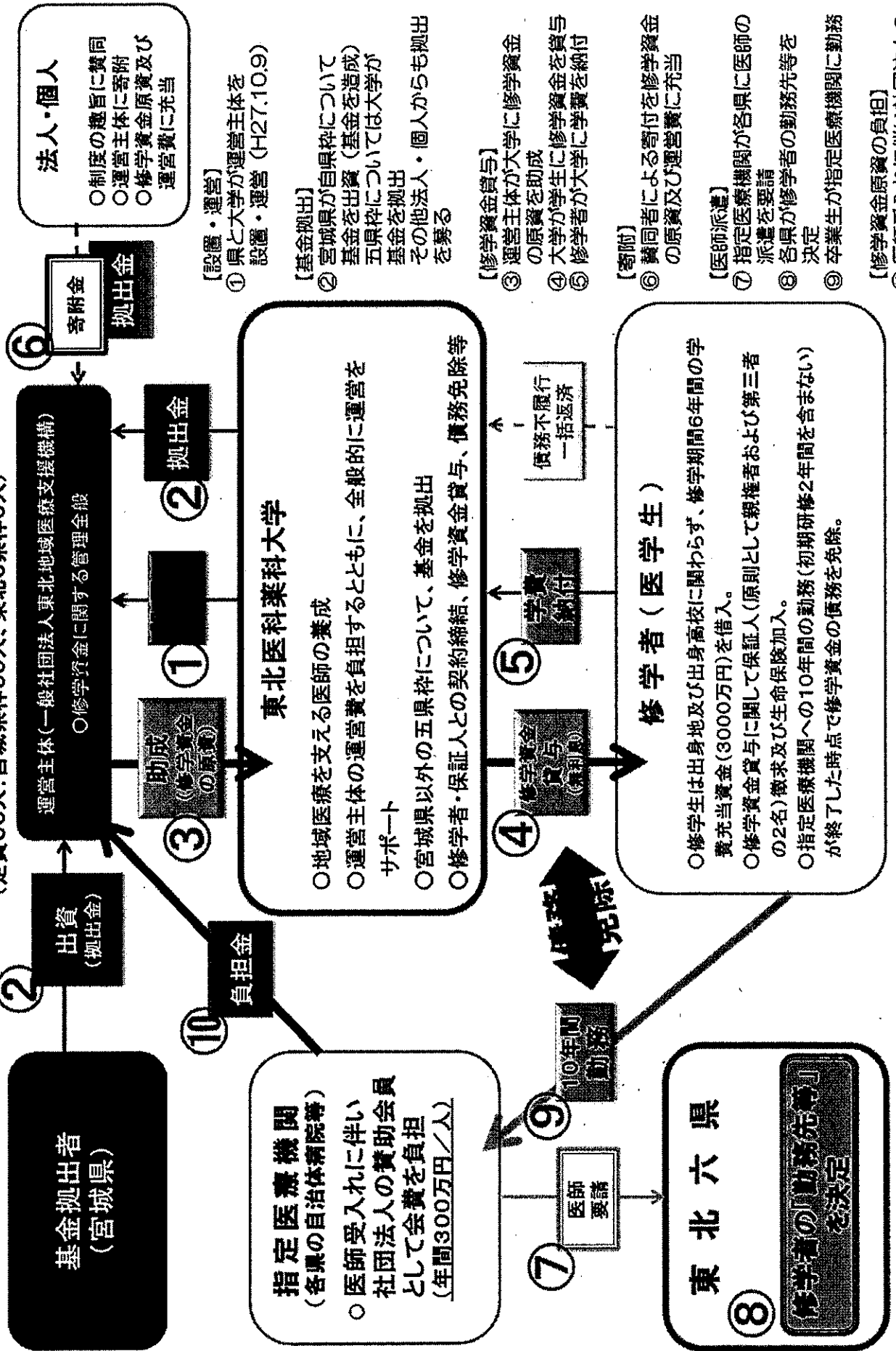
地域別採用予定者数

＜H27.6.30現在＞

	基礎系		臨床系		合計	
	3.1時点 採用予定	6.30現在 採用予定	3.1時点 採用予定	6.30現在 採用予定	3.1時点 採用予定	6.30現在 採用予定
募集教員数	38		145		183	
青森県	0	0	3	3	3	3
岩手県	0	0	1	1	1	1
宮城県	20	20	106	106	126	126
内数) 東北薬科大学・ 本学附属病院	2	2	42	41	44	43
東北大学	18	18	46	46	64	64
その他	0	0	18	19	18	19
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	1	2	1	2
福島県	1	1	1	1	2	2
東北(小計)	21	21	112	113	133	134
東北以外	16	16	21	24	37	40
内数) 北海道地区	0	0	1	1	1	1
関東地区	4	4	8	8	12	12
中部地区	5	5	1	2	6	7
関西地区	4	4	7	8	11	12
中国・四国地区	2	2	0	0	2	2
九州地区	0	0	1	1	1	1
海外	1	1	3	4	4	5
合計	37	37	133	137	170	174

東北地域医療支援修学資金【資金循環型】のスキーム図

(定員35人:宮城県枠30人、東北5県枠5人)



東日本大震災からの復興を担い、東北の地域医療を守る人材育成のための修学資金制度

医学部新設の最大のミッションは2011年の東日本大震災後の東北の医療を担う人材を育成し、総合診療力を持った医師を東北に根付かせることにあります。

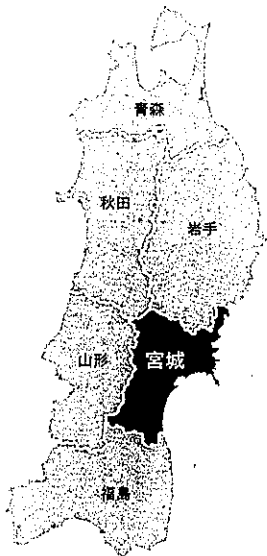
2011年3月11日14時46分、宮城県沖でマグニチュード9.0の大地震が発生、最大震度7の揺れを観測しました。その後、太平洋側の沿岸部は最大遡上高40メートルもの大津波に襲われ、この未曾有の大災害による死者は15,000人以上、行方不明者は2,500人以上(2015年9月現在)。当時、報告されたけがの数は6,000人以上にもなり、234,000人も被災者が住む場所を失いました。沿岸部の医療機関は大津波により壊滅的な被害を受け、残った医療チームと各地からの救援チームは限られた物資・環境の中で不眠不休の救護活動に当たりました。また、もともと東北地方は医師不足に悩まされてきましたが、震災後は地震、津波の被害者だけではなく、慢性病のケアも必要になり、一層の医師不足に直面しました。さらに、カルテや薬なども流出し、医療活動は困難を極めました。

現在、被災地の医療の提供体制は回復してきていますが、引き続き、医師が不足している状況です。このため医学部設置にあたって、日本全国から高い志を持った方に入学していただき、東北の医療に寄与していただくことを条件とした修学資金制度を設けました。

この制度はA方式とB方式とがあり、貸与金額や勤務地、返還免除条件が異なります。

A方式

● 東北地域医療支援修学資金(宮城県)



金額(6年間)
3000万円

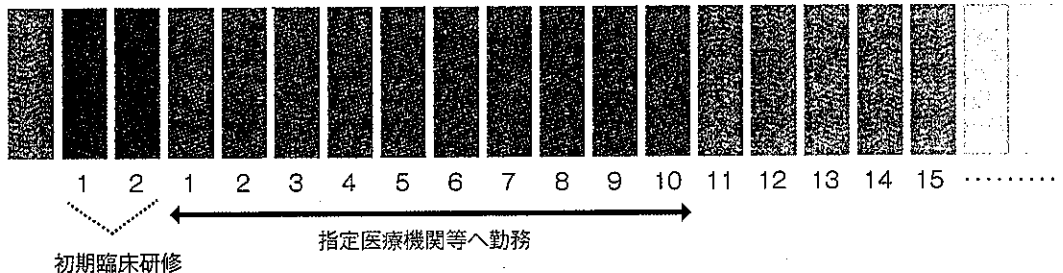


定員数
30名

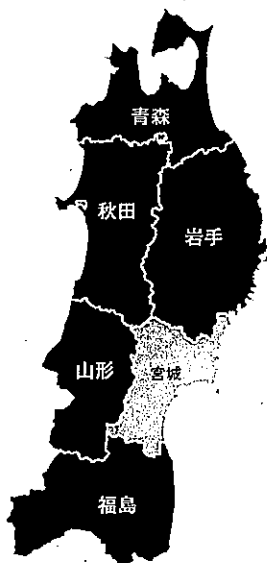


返還免除条件

宮城県知事が指定する医療機関等に
10年間勤務すること(初期臨床研修期間の2年間を含まない)



● 東北地域医療支援修学資金(宮城県以外の東北5県)



金額(6年間)
3000万円

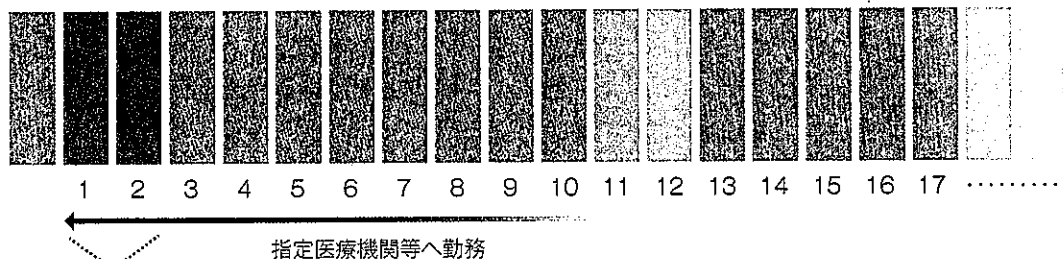


定員数
5名
(各県1名)



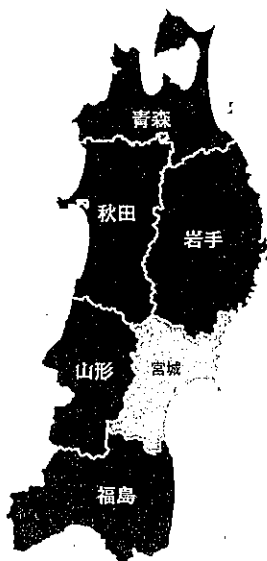
返還免除条件

宮城県以外の東北5県で医療機関等に一定期間勤務すること
(10年程度。義務年限は各県と協議のうえ定める)



B方式

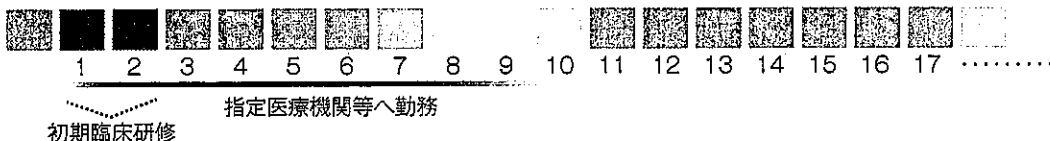
● 東北地域医療支援修学資金(宮城県以外の東北5県)



金額(6年間) **1500万円 + 1100万円~** 定員数 **20名**

本学の修学資金 各県の修学資金

返還免除条件 宮城県以外の東北5県で医療機関等に一定期間勤務すること
(9年程度。義務年限は各県の修学資金制度により定められている)



各県の特徴 ※平成27年度現在

青森県

青森県及び青森県国民健康保険団体連合会では、将来、青森県内の自治体医療機関等で、医師として勤務したいという強い意志を有する医学生に対する経済支援を行っています。「弘前大学医師修学資金」、「青森県医師修学資金」の2つの制度があり、いずれも卒業後、一定期間青森県内で医師として勤務する等の条件(制度毎に異なる)を満たすことにより、修学資金の返還が免除されます。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/syugakusikin.html>

岩手県

[市町村医師養成修学資金]

岩手県国民健康保険団体連合会では県立及び市町村立等の医療機関の医師として業務に従事しようとする意思のある全国の大学の医学部に入学(在籍)する人を対象に修学資金貸与制度を設けています。医師として2年間の臨床研修を受けた後、県立及び市町村立等の医療機関で貸付期間と同期間勤務することにより、返還が免除されます。

<http://www.iwate-kokuho.or.jp/>

[医療局医師奨学資金]

岩手県医療局では県立病院等の医師として業務に従事しようとする意思のある全国の大学の医学部に入学(在籍)する人を対象に奨学資金貸与制度を設けています。医師として2年間の臨床研修を受けた後、県立病院等で貸付期間と同期間勤務することにより、返還が免除されます。

<http://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/>

秋田県

秋田県では文部科学省所管の国・公立、私立の大学において医学を履修する課程に在籍している学生を対象として修学資金貸与制度を設けています。卒業後、県内の公的医療機関等で貸与期間の1.5倍に相当する期間を勤務すると返還が免除されます。この継続従事期間のうち、その2分の1の期間については、知事が指定する県内の公的医療機関等において、医師の業務に従事する必要があります。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/ishikakuho/detail.html?cid=6&id=35>

山形県

山形県では山形県内の公立病院等に勤務しようとする医学生を対象として、大学に在学する期間中、修学資金を貸与する制度を設けています。「地域医療従事医師確保修学資金」、「特定診療科医師確保修学資金」、「山形大学医学部修学資金」の3つの制度があり、卒業後、県内の公立病院等に一定の期間勤務するなどの条件を満たせば、修学資金の返還が免除になります。

http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090013/ishikakuho_top/igakusei.html

福島県

福島県では将来、県内のへき地診療所等又は県立病院に医師として勤務しようとする大学(福島県立医科大学を除く)の医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度を設けています。

大学の医学部を卒業した後、2年以内に医師となり、直ちに知事が指定する県内の病院において臨床研修に従事し、その後決められた期間、県内の僻地診療所勤務等に従事した場合は、修学資金の返還が免除されます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045g/kinkyuu-syugakushikin.html>

本学の
修学資金のみの
返還免除条件

